

福祉・介護人材確保ネットワーク会議 設置要領

1 趣 旨

この要領は、長野県内の福祉・介護人材の確保、定着、育成、認証・介護基盤の整備等について、現状と課題を研究し、今後の取り組みを検討することを目的に、関係機関・団体の関係者が協議するための会議の設置について必要な事項を定めるものとする。

2 名 称

この会議は「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）という。

3 委 員

- (1) ネットワーク会議は、別表に掲げる長野県福祉人材センター運営委員会委員の他、この会議の目的を達成するために必要と認められる機関、団体、学識経験者及び有識者の中から選出された委員をもって組織する。
- (2) 委員は、長野県社会福祉協議会長が委嘱する。
各委員の定数は若干名とする。
- (3) 委員の任期は当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。但し、任期の途中で引き継いだ後任の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) ネットワーク会議に委員長及び副委員長を置く。
- (5) 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

4 会 議

会議は、必要に応じて委員長が召集する。

5 作業部会

- (1) ネットワーク会議の目的を達成するため、以下の作業部会を設置し、課題の検討等を行う。なお各作業部会での検討課題は以下のとおりとする。
 - ①人材確保・定着部会
・県内福祉・介護施設における採用増及び定着促進のための取り組みについて、実態・課題・今後の取り組み
 - ②人材育成部会
・県内福祉・介護施設における、キャリアパス導入をはじめとする人材育成の実態・課題・今後の取り組み
 - ③イメージアップ部会
・福祉・介護の仕事に対する正しい理解を進めるための実態・課題・今後の取り組み
- (2) 作業部会は、ネットワーク会議で具体的な検討が必要とされた事項について調査研究を行い、結果についてネットワーク会議に報告する。
- (3) 作業部会は、委員の中から選任された委員、数名で組織する。
- (4) 作業部会には委員の互選により、部会長1名を置く。
- (5) 会議は、必要に応じて部会長が召集する。

附 則

- この要領は、平成27年6月1日から施行する。
この要領は、平成28年6月1日から施行する。
この要領は、平成29年6月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。